

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上

家財専用ホームライフ総合保険

家財 FIT

フィット

大切な家財に

フィットする保険、あります。

1回の保険料のお支払いで
2年間のあんしん補償



もしも...の不安をガードする～充実の補償～ ご自宅内の大切な家財の損害をワイドに補償します。

家財FITのワイドな補償

家財の修理費
 修理不可能時は、
 (同等家財の新品購入費相当額)
 をお支払いします。

同等家財の新品購入時の状態への復旧に要する修理費とします。
 ご契約金額や補償ごとの限度額が上限となります。
 事故の種類によっては自己負担額が適用されます。
 貴金属・宝石、美術品等については、時価を基準にお支払いします。
 「時価」については、このパンフレット末尾の「契約概要のご説明」1.(5) をご覧ください。

ご家族構成に応じたご契約金額のコースでご加入ください。



“安心”の2年間長期補償

毎年のご継続手続きの煩わしさや「ついっかり」の継続忘れがないよう、2年間の長期補償をご提供いたします。2年一括払により保険料も割安となり、大変お得です。

水道管修理費用保険金

凍結によって水道管が損壊した場合の修理費用をお支払いします。
 (パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)



ドアロック交換費用保険金

建物のドアのかぎが盗難された場合の、錠の交換費用をお支払いします。
 (かぎの紛失は対象となりません)



修理付帯費用保険金

事故の復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(仮修理、代替家財の賃借費用等)をお支払いします。



失火見舞費用保険金

火災、破裂・爆発で他人の所有物に損害を与えた場合、見舞金等の費用をお支払いします。



地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼または収容建物が半焼以上となった場合にお支払いします。



臨時費用保険金

事故の際における臨時の出費にあてていただくもので、「損害保険金の額×30%(ただし一定額が限度)」をプラスしてお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

事故の後に生じた残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払いします。



損害防止費用

消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等をお支払いします。



特別費用保険金

事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払いします。



「家財FIT」は家財のみがご契約の対象となります。建物の損害は補償されません。

トラブル時はおまかせください～各種サービス～

「家財FIT」ご契約のうれしい特典

24時間・365日の救急サービス **暮らしのQQ隊**

トラブル時に役立つあんしんサービスです!

カギあけQQサービス カギの紛失で自宅に入れない場合などに対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギあけを行います。

水まわりQQサービス 給排水管・トイレの故障などの水まわりのトラブル時に対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

サービスメニューの詳細・ご利用時間・専用ダイヤル(無料)につきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封の案内チラシをご覧ください。ご利用時には、専用ダイヤルにご連絡の上、「家財FIT」にご加入の旨をお話しいただき、お名前、証券番号をお知らせください。上記サービスは、一部地域・離島などではご利用できない場合があります。一部品代はお客さまのご負担となります。保険商品の内容に関するご質問・ご相談などは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますので、予めご了承ください。

30分程度の
 応急修理等に要する
 作業料金・出張料金は
無料です!

健康で快適な生活を応援します

生活サポートサービス(無料)

日常生活に役立つ様々なサービスをご用意しております。

健康・医療、介護

- 健康・医療・おくすり相談
- 医療機関総合情報提供
- 介護相談
- 介護サービスに関する情報提供

健康診断サポート

- 各種人間ドック機関紹介(一部割引有)
- ヘルスチェックサービス紹介(割引有)
- 在宅血液検診等紹介

暮らしの相談

- 事業・争訟・弊社保険関連案件を除く
- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談
- 年金・資産運用相談

情報提供・紹介サービス

- 暮らしの情報提供
- 育児相談(6歳以下)
- 各種事業者紹介(一部割引有)

弊社ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関するサービスがご利用いただけます。

*サービスメニューの詳細については、「生活サポートサービス」のチラシをご覧ください。*サービスのご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の約款裏面をご覧ください。*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。*本サービスは、弊社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。*サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。予めご了承ください。

家財専用ホームライフ総合保険「家財FIT」について

	保険金等をお支払いする場合	お支払いする保険金等の額	保険金等をお支払いしない主な場合
損害保険金	火災、消防活動による水ぬれ 落雷 破裂・爆発 風災、ひょう災、雪災(台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災(こう水・高潮を除く)、ひょう災、または豪雪、なだれ等の雪災) 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの。給排水設備自体に生じた損害は除きます。) 騒ぎ、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊 盗難 水害 再調達価額の30%以上の損害の場合、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合	損害の額(注)家財のご契約金額が限度) 風災、ひょう災、雪災による損害は自己負担額3千円 保険証券に明記した貴金属・宝石、美術品等の盗難 1個または1組につき100万円が限度 現金・小切手・預貯金証書・乗車券等の盗難 ・現金・小切手：1回の事故につき20万円が限度 ・預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含む)：1回の事故につき200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額が限度 ・乗車券等(乗車船券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券・定期券・回数券[プリペイドカードは対象外])：1回の事故につき5万円が限度	以下の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。(*印は火災、破裂・爆発が発生し、ご契約の対象である家財に損害が生じた場合には保険金をお支払いします。) ・保険証券記載の建物が所在する敷地外での事故 ・ご契約者や被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (ただし、地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。) ・核燃料物質、放射能汚染による事故 ・ご契約の対象である家財の使用もしくは管理を委託された方、被保険者と同居の親族または被保険者と生計を共にする親族の故意 ・置き忘れまたは紛失 *土地の沈下 *公権力の行使 *詐欺・横領 *ご契約の対象である家財の電氣的・機械的の事故(故障) *ご契約の対象である家財の瑕疵(かし) *ご契約の対象である家財に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣 *ご契約の対象である家財の自然の消耗、劣化、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等 *楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 *ご契約の対象である家財のすり傷、掻き傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害) *風、雨、ひょう、砂じんの吹込みや雨漏りなど *電球、ブラウン管などの管球類のみに生じた損害等 次のような家財の損害は補償の対象外です。
	上記 ~ 以外の偶然な事故(破損・汚損等)	損害の額(注) 自己負担額3万円(30万円が限度)	
費用保険金等	臨時費用保険金(現金・小切手・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除く)	損害保険金×30%(専用住宅:100万円が限度。併用住宅:500万円が限度)	有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、船舶、自動車・バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除く)、義肢、義歯、コンタクトレンズ、動植物、設計書、プログラム・データ等
	残存物取片づけ費用保険金(現金・小切手・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除く)	実費(損害保険金×10%が限度)	
	失火見舞費用保険金	被災世帯または法人数×50万円(家財のご契約金額×20%が限度)	
	地震火災費用保険金	家財のご契約金額×5%(300万円が限度)	
	修理付帯費用保険金	実費(家財のご契約金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)	
	水道管修理費用保険金	実費(10万円が限度)	
	ドアロック交換費用保険金	錠の交換費用の実費(3万円が限度)	
	特別費用保険金	損害保険金×10%(200万円が限度)	
損害防止費用	実費		

(注) 損害の額は再調達価額(新価)を基準に算定します。ただし、貴金属・宝石、美術品等は時価を基準に算定し、保険証券に明記のない貴金属・宝石、美術品等の損害の額が30万円を超える場合は、損害の額を30万円とみなします。「再調達価額(新価)」および「時価」の用語の詳細については、パンフレット最終面の「契約概要のご説明」1(5)をご覧ください。

地震への
備えも
お忘れなく!

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による家財の損害を補償します。

< お支払いする保険金の額 >

全損 ご契約金額 × 100%

(時価または1,000万円の
いずれか低い額が限度)

半損 ご契約金額 × 50%

(時価の50%または500万円の
いずれか低い額が限度)

一部損 ご契約金額 × 5%

(時価の5%または50万円の
いずれか低い額が限度)

地震保険のご契約金額は、「家財FIT」の家財のご契約金額の**30%～50%の範囲内**でお決めください。
 (他の地震保険契約と合算して、**1,000万円が限度**となります)
 建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引および免震建築物割引といった割引制度があります。

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「家財FIT」とあわせてご契約いただけますが、お客さまがご希望されないときは、これを除外して「家財FIT」だけでもご契約いただけます。ただし、この場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害についても、保険金をお支払いしません。
 (地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。)
 地震保険をご希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認」欄をお確かめの上ご捺印ください。

地震保険の補償内容の詳細は「地震保険パンフレット」をご覧ください。

家財は意外に大きな財産です

家財ご契約金額(再調達価額)の目安

(平成19年10月現在)

ご家族	世帯主の年齢	25才前後	30才前後	35才前後	40才前後	45才前後	50才前後
独身世帯		300万円前後					
夫婦のみ		560万円前後	700万円前後	980万円前後	1,200万円前後	1,370万円前後	1,440万円前後
夫婦・子供1人		650万円前後	790万円前後	1,070万円前後	1,290万円前後	1,460万円前後	1,580万円前後
夫婦・子供2人		740万円前後	880万円前後	1,160万円前後	1,380万円前後	1,550万円前後	1,670万円前後

上表は、ご家族構成および年齢に応じた標準的な所有家財を、全て再購入する場合に必要な金額の目安です。ただし、貴金属や宝石・書画・骨とう・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれておりません。

1,000万円を超える金額での契約をご希望の場合は、「家財FIT」以外の保険商品をご案内いたしますので、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

明記物件について

1個または1組30万円を超える貴金属・宝石、美術品等に保険をつける場合はご契約の際に申告していただく必要があります(これを明記物件といいます。)。明記物件をご申告されない場合は、最高30万円までのお支払いとなります(ただし、ご申告された場合でも地震保険では対象となりません。)

税法上の取扱い

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止され、平成19年1月から地震保険料控除制度が創設されました(注)。個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。なお新制度適用時期は所得税が平成19年、住民税が平成20年度からとなります(平成19年10月現在)。

(注)平成19年1月1日以降始期のご契約または平成18年12月31日以前始期契約で平成19年1月以降に保険料をお支払いいただくご契約が対象となります。

保険金お支払い後のご契約

損害保険金のお支払額が、1回の事故で家財のご契約金額(ご契約金額が再調達価額を超えるときは再調達価額とします。)に相当する額となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、家財のご契約金額(ご契約金額が再調達価額を超えるときは再調達価額とします。)に相当する額とならないときは、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

クーリングオフ(お申込みの撤回等)について

ご契約期間が1年を超える長期契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、クーリングオフに関するご説明書類をご覧ください。

保険会社破綻時等の取扱い

・損害保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、中小企業基本法に定める「小規模企業者」またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の目的とする地震保険の保険金や解約返戻金は100%補償されます。(平成18年4月改正)

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にお申出ください。解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還または請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約にあたってのご注意

ご契約の際は、申込書の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者および被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項についてお申出いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります)。申込書の記載事項が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。特に、申込書の印が付いている項目には十分ご注意ください。

被保険者(ご契約の対象となる家財の所有者)がご契約者と異なる場合、必ずその旨をお申出ください。また、この書面に記載された保険契約に関する重要な事項につき、必ず被保険者に対する説明を行ってください。

このご契約と同様の損害を補償する、他の保険契約または共済契約がある場合には必ずお知らせください。

ご契約後、次の場合には、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡のない場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- ・家財を収容する建物の構造または用途を変更される場合
- ・家財等をお引越し等により他の場所に移転される場合
- ・ご契約者の住所・通知先を変更される場合
- ・他の保険会社(または共済)と、同様の損害を補償する保険契約(または共済契約)を締結される場合

万一、事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れますと保険金等のお支払いが遅れたり、お支払いできない場合があります。

ご契約に関する個人情報、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。

このパンフレットは、家財FIT(家財専用ホームライフ総合保険)のあらましです。ご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

ご契約時に保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

契約概要のご説明(家財専用ホームライフ総合保険「家財FIT」、地震保険)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細については普通保険約款・特約条項をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

商品の名称
家財専用ホームライフ総合保険「家財FIT」(以下「家財FIT」といいます。)
注:「家財FIT」は家財専用ホームライフ総合保険の愛称です。
商品の仕組み
「家財FIT」は、「家財」を対象とした保険で、火災・水害・盗難等、様々な偶然の事故による家財の損害について保険金等をお支払いします。なお、地震保険をご契約された場合には、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による家財の損害についても保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

保険金等をお支払いする主な場合(主な支払事由)
保険金等をお支払いする主な事故はこのパンフレットの中間に記載のとおりです。また、損害保険金とは別に、事故の形態によっては被災時の様々な費用を補償する費用保険金等をお支払いします。
保険金等をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
保険金等をお支払いしない主な場合はこのパンフレットの中間の「保険金等をお支払いしない主な場合」に記載のとおりです。なお、詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「家財FIT」では、保険金の種類やお支払い額を変更できるオプション特約はご用意しておりません。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

保険のご契約期間は2年であり、これ以外のご契約期間をお選びいただくことはできません。

(5) 保険金額(保険のご契約金額)

保険のご契約金額につきましては、次の～に注意してご設定ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまのご契約金額につきましては、申込書にてご確認ください。
事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、ご契約金額はご契約の対象の再調達価額(貴金属・宝石、美術品等については時価)に、ほぼ1に設定してください。ご契約金額が再調達価額(または時価)に対し過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなる場合があります。

保 険 価 額	
再調達価額 (新価)	同等の家財を新たに購入するために必要な金額
時価	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額 (損害が生じた時および場所における価額)

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等につきましては、通常の家財とは別に明記物件として時価にてご契約金額をお決めになり、申込書に明記してご契約ください。
地震保険のご契約金額の設定方法については、4.(5)をご覧ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。また、払込方式につきましては、現金のほか口座振替払や弊社の指定するクレジットカード等により保険料を支払う方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

地震保険を単独で契約することはできません。「家財FIT」とあわせてご契約ください。地震保険のご契約を希望されない場合は、申込書の「地震保険ご認欄」にご捺印ください。

* 居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)または家財を対象とする火災保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。

(2) 補償内容

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険のご契約金額の100% (時価または1,000万円のいずれか低い額が限度)
半損のとき	地震保険のご契約金額の50% (時価の50%または500万円のいずれか低い額が限度)
一部損のとき	地震保険のご契約金額の5% (時価の5%または50万円のいずれか低い額が限度)

損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いしません。地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成19年10月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 5 \text{兆円}$$

72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

家財のうち、次のものはご契約の対象には含まれません。「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等」については、「明記物件」として「家財FIT」のご契約の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等
- ・ 積本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物等

また、家財が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害や、地震等の際の家財の紛失・盗難については保険金をお支払いしません。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

セットで契約する「家財FIT」のご契約期間とあわせてご契約いただきます。なお、「家財FIT」のご契約期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(5) 保険金額(保険のご契約金額)

「家財FIT」のご契約金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、1,000万円が限度となります。

(6) 保険料

保険料は、ご契約金額のほか建物所在地・構造により異なります。また、建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引といった割引制度があります。

* 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約またはご契約金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

「家財FIT」「地震保険」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約返れい金を返還させていただく場合または保険料について追加のご請求をさせていただく場合があります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

< 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 >

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
三井住友海上 お客さまデスク 0120-632277(無料)
受付時間: 平日 9:15～20:00
土日・祝日 9:15～17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

(社)日本損害保険協会の「そんがひほけん相談室」は
保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがひほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。
0120-107808(無料)
携帯電話・PHSからは 03-3255-1306(有料)をご利用ください。
受付時間: 平日 9:00～18:00

万一事故にあわれたら
事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
0120-258189(無料)
事故対応15分

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

ご契約者さま向けサービス e カスタマーセンターもこちらから



三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
お客さまデスク 0120-632277(無料)
受付時間: 平日 9:15～20:00 土日・祝日 9:15～17:00(年末・年始は休業)

ご相談・お申込先 取扱代理店